

## 第5章

# 介護給付サービスの 見込量と保険料の算出



# 第5章 介護給付サービスの見込量と保険料の算出

## 第1節 介護保険サービスの見込量

### 1 介護保険サービスの見込み量の基本的な考え方

これまでの利用実績及び今後のサービス提供体制の整備予定などを基に、人口推計やサービス利用者の伸び率などを勘案してサービス見込み量を推計した結果は下記のとおりです。

なお、サービス量算定の基礎となる要介護認定者数は、要支援・要介護認定者の推計結果を基に、令和2年（2020年）10月時点で866人であった数が、令和3年度（2021年度）には909人、令和4年度（2022年度）には916人、そして令和5年度（2023年度）には924人に増加するものとして算定の基礎としました。（p.15参照）

## 2 介護サービスの見込み量

### （1）居宅サービスの提供

#### ■居宅サービスの提供

単位：給付費／千円、回数／回、日数／日、人数／人

サービス	単位	2020年度 (R2年度)	2021年度 (R3年度)	2022年度 (R4年度)	2023年度 (R5年度)	2025年度 (R7年度)	2040年度 (R22年度)
訪問介護	給付費	42,253	44,428	44,453	44,453	47,736	51,745
	回数	1,107.6	1,164.8	1,164.8	1,164.8	1,245.2	1,348.4
	人数	82	85	85	85	90	98
訪問入浴介護	給付費	14,287	14,952	14,961	14,961	14,728	14,728
	回数	100.0	104.3	104.3	104.3	102.7	102.7
	人数	21	20	20	20	21	21
訪問看護	給付費	42,559	45,736	45,761	45,761	46,536	49,438
	回数	554.7	596.2	596.2	596.2	606.6	645.2
	人数	86	92	92	92	92	98
訪問リハビリテーション	給付費	5,780	7,093	7,097	7,097	7,097	7,097
	回数	172.0	210.0	210.0	210.0	210.0	210.0
	人数	11	14	14	14	14	14
居宅療養管理指導	給付費	5,022	5,434	5,437	5,437	6,099	6,652
	人数	47	51	51	51	57	62
通所介護	給付費	217,412	238,948	239,081	239,081	244,375	270,399
	回数	2,268	2,468.3	2,468.3	2,468.3	2,512.7	2,786.5
	人数	212	227	227	227	231	256
通所リハビリテーション	給付費	38,500	43,059	43,083	43,083	45,146	49,574
	回数	358.6	399.8	399.8	399.8	417.4	459.2
	人数	45	49	49	49	51	56

サービス	単位	2020年度 (R2年度)	2021年度 (R3年度)	2022年度 (R4年度)	2023年度 (R5年度)	2025年度 (R7年度)	2040年度 (R22年度)
短期入所生活介護	給付費	47,175	56,707	56,738	56,738	59,339	67,558
	日数	466.1	557.9	557.9	557.9	581.2	661.3
	人数	48	49	49	49	51	58
短期入所療養介護（老健）	給付費	9,082	10,486	10,492	10,492	10,492	13,568
	日数	66.9	76.8	76.8	76.8	76.8	98.3
	人数	12	12	12	12	12	15
短期入所療養介護 (病院等)	給付費	0	0	0	0	0	0
	日数	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
	人数	0	0	0	0	0	0
短期入所療養介護 (介護医療院)	給付費	0	0	0	0	0	0
	日数	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
	人数	0	0	0	0	0	0
福祉用具貸与	給付費	33,238	38,415	38,415	38,415	38,567	41,057
	人数	205	233	233	233	235	251
特定福祉用具購入費	給付費	1,253	1,339	1,339	1,339	1,339	1,339
	人数	4	4	4	4	4	4
住宅改修費	給付費	1,935	1,901	1,901	1,901	1,901	1,901
	人数	2	2	2	2	2	2
特定施設入居者生活介護	給付費	33,122	33,325	33,344	33,344	33,344	42,478
	人数	15	15	15	15	15	19

## （2）施設サービスの提供

## ■ 施設サービスの提供

単位:給付費/千円、人数/人

サービス	単位	2020年度 (R2年度)	2021年度 (R3年度)	2022年度 (R4年度)	2023年度 (R5年度)	2025年度 (R7年度)	2040年度 (R22年度)
介護老人福祉施設	給付費	298,508	335,338	335,524	335,524	361,154	389,959
	人数	94	105	105	105	113	122
介護老人保健施設	給付費	203,815	212,278	212,396	212,396	226,230	253,429
	人数	60	62	62	62	66	74
介護医療院	給付費	8,783	18,435	18,445	18,445	23,244	23,244
	人数	2	4	4	4	5	5
介護療養型医療施設	給付費	0	0	0	0		
	人数	0	0	0	0		

## (3) 地域密着型サービスの提供

## ■ 地域密着型サービスの提供

単位:給付費/千円、回数/回、人数/人

サービス	単位	2020年度 (R2年度)	2021年度 (R3年度)	2022年度 (R4年度)	2023年度 (R5年度)	2025年度 (R7年度)	2040年度 (R22年度)
定期巡回・隨時対応型訪問介護看護	給付費	1,209	1,895	1,896	1,896	4,074	4,074
	人数	1	2	2	2	3	3
夜間対応型訪問介護	給付費	0	0	0	0	0	0
	人数	0	0	0	0	0	0
地域密着型通所介護	給付費	14,284	18,547	18,557	18,557	18,557	20,022
	回数	154.8	189.0	189.0	189.0	189.0	205.0
	人数	10	11	11	11	11	12
認知症対応型通所介護	給付費	2,543	3,764	3,766	3,766	4,548	5,331
	回数	18.5	28.1	28.1	28.1	34.7	41.3
	人数	3	3	3	3	4	5
小規模多機能型居宅介護	給付費	29,976	45,285	45,310	45,310	45,310	48,823
	人数	18	23	23	23	23	25
認知症対応型共同生活介護	給付費	150,152	166,430	166,522	166,522	163,507	181,609
	人数	50	55	55	55	54	60
地域密着型特定施設入居者生活介護	給付費	0	0	0	0	0	0
	人数	0	0	0	0	0	0
地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	給付費	83,456	90,110	90,160	90,160	90,160	99,496
	人数	27	29	29	29	29	32
看護小規模多機能型居宅介護	給付費	0	0	0	3,125	15,624	15,624
	人数	0	0	0	1	5	5

## (4) 居宅介護支援サービスの提供

## ■ 居宅介護支援サービスの提供

単位:給付費/千円、人数/人

サービス	単位	2020年度 (R2年度)	2021年度 (R3年度)	2022年度 (R4年度)	2023年度 (R5年度)	2025年度 (R7年度)	2040年度 (R22年度)
居宅介護支援	給付費	65,134	71,095	71,134	71,134	73,739	74,821
	人数	342	371	371	371	385	395

介護給付費計 a	給付費	1,349,479	1,505,000	1,505,812	1,508,937	1,582,846	1,733,966
----------	-----	-----------	-----------	-----------	-----------	-----------	-----------

※四捨五入の関係で合計は一致しない。

## (5) 介護予防サービスの提供

## ■ 介護予防サービスの提供

単位:給付費/千円、回数/回、日数/日、人数/人

サービス	単位	2020年度 (R2年度)	2021年度 (R3年度)	2022年度 (R4年度)	2023年度 (R5年度)	2025年度 (R7年度)	2040年度 (R22年度)
介護予防訪問入浴介護	給付費	0	0	0	0	0	0
	回数	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
	人数	0	0	0	0	0	0
介護予防訪問看護	給付費	1,992	2,576	2,577	2,577	2,631	2,631
	回数	23.9	30.8	30.8	30.8	31.4	31.4
	人数	6	7	7	7	7	7
介護予防 訪問リハビリテーション	給付費	954	2,948	2,949	2,949	3,760	3,760
	回数	28.4	86.5	86.5	86.5	110.1	110.1
	人数	2	7	7	7	9	9
介護予防 居宅療養管理指導	給付費	231	338	338	338	466	466
	人数	2	3	3	3	4	4
介護予防 通所リハビリテーション	給付費	9,662	10,535	10,541	10,541	10,541	11,939
	人数	27	29	29	29	29	33
介護予防 短期入所生活介護	給付費	0	369	369	369	369	369
	日数	0.0	4.7	4.7	4.7	4.7	4.7
	人数	0	2	2	2	2	2
介護予防 短期入所療養介護（老健）	給付費	0	0	0	0	0	0
	日数	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
	人数	0	0	0	0	0	0
介護予防短期入所 療養介護（病院等）	給付費	0	0	0	0	0	0
	日数	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
	人数	0	0	0	0	0	0
介護予防短期入所 療養介護（介護医療院）	給付費	0	0	0	0	0	0
	日数	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
	人数	0	0	0	0	0	0
介護予防福祉用具貸与	給付費	1,940	2,066	2,066	2,066	2,191	2,443
	人数	31	33	33	33	35	39
特定介護予防 福祉用具購入費	給付費	271	947	947	947	947	947
	人数	1	3	3	3	3	3
介護予防住宅改修費	給付費	2,501	2,501	2,501	2,501	2,501	2,501
	人数	2	2	2	2	2	2
介護予防 特定施設入居者生活介護	給付費	4,866	4,896	4,898	4,898	4,898	5,584
	人数	6	6	6	6	6	7

## (6) 地域密着型介護予防サービスの提供

## ■ 地域密着型介護予防サービスの提供

単位:給付費/千円、回数/回、人数/人

サービス	単位	2020年度 (R2年度)	2021年度 (R3年度)	2022年度 (R4年度)	2023年度 (R5年度)	2025年度 (R7年度)	2040年度 (R22年度)
介護予防認知症対応型 通所介護	給付費	0	0	0	0	0	0
	回数	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
	人数	0	0	0	0	0	0
介護予防小規模多機能型 居宅介護	給付費	5,871	5,907	6,869	6,869	6,869	7,426
	人数	7	7	8	8	8	9
介護予防認知症対応型 共同生活介護	給付費	0	0	0	0	0	0
	人数	0	0	0	0	0	0

## (7) 介護予防支援サービスの提供

## ■ 介護予防支援サービスの提供

単位:給付費/千円、人数/人

サービス	単位	2020年度 (R2年度)	2021年度 (R3年度)	2022年度 (R4年度)	2023年度 (R5年度)	2025年度 (R7年度)	2040年度 (R22年度)
介護予防支援	給付費	3,236	3,737	3,739	3,739	3,844	4,432
	人数	61	70	70	70	72	83

介護給付費計 b	給付費	31,524	36,820	37,794	37,794	39,017	42,498
----------	-----	--------	--------	--------	--------	--------	--------

※四捨五入の関係で合計は一致しない。

## (8) 総給付費

## ■ 総給付費

単位:千円

	2021年度 (R3年度)	2022年度 (R4年度)	2023年度 (R5年度)	
総給付費 (a + b)	A	1,541,820	1,543,606	1,546,731

※四捨五入の関係で合計は一致しない。

## (9) 標準給付費

## ■ 標準給付費

単位:千円

区分		2021年度 (R3年度)	2022年度 (R4年度)	2023年度 (R5年度)
総給付費	A	1,541,820	1,543,606	1,546,731
特定入所者介護サービス費等給付額 (財政影響額調整後)	B	54,644	50,945	51,382
高額介護サービス費等給付額 (財政影響額調整後)	C	28,174	28,156	28,394
高額医療合算介護サービス費等給付額	D	4,500	4,500	4,500
算定対象審査支払手数料	E	1,228	1,239	1,243
標準給付費見込額= (A+B+C+D+E)	F	1,630,367	1,628,447	1,632,251

※四捨五入の関係で合計は一致しない。

## 第2節 第8期介護保険料

## 1 所得段階補正後被保険者数

所得段階補正後被保険者数は次のようになります。

## ■ 所得段階補正後被保険者数

単位:被保険者数/人

区分	所得段階別被保険者数				基準額に 対する割合
	2021年度 (R3年度)	2022年度 (R4年度)	2023年度 (R5年度)	合計	
第1号被保険者数	5,747	5,801	5,818	17,366	
第1段階	763	770	772	2,305	0.50
第2段階	469	473	475	1,417	0.75
第3段階	421	425	426	1,272	0.75
第4段階	910	918	921	2,749	0.90
第5段階	1,109	1,120	1,123	3,352	1.00
第6段階	932	941	944	2,817	1.20
第7段階	632	638	640	1,910	1.30
第8段階	279	282	283	844	1.50
第9段階	232	234	234	700	1.70
合計	5,747	5,801	5,818	17,366	
所得段階別加入割合 補正後被保険者数	5,730	5,784	5,801	17,315	

※「補正後被保険者数」は、基準となる第5段階の被保険者1人当たりの保険料を算定するために、すべての被保険者が第5段階の被保険者であったと想定した場合の人数。

※四捨五入の関係で合計は一致しない。

## 2 第1号被保険者保険料

### (1) 第1号被保険者の保険料の基準額(月額)

第1号被保険者の保険料は、令和3年度(2021年度)～令和5年度(2023年度)の3か年の標準給付費合計額を基本に、予定保険料収納率及び所得階層区分により補正した被保険者数で、1人当たりの月額保険料を算出しています。

### (2) 保険料へ充当する基金・補助金

#### ■ 介護給付費準備基金取り崩し額

令和2年度(2020年度)における準備基金保有額は141,000千円となっています。基金は次期事業計画期間中において取り崩すことが基本となります。不測の事態に備えておくことも差し支えないとされています。しかしながら、第8期の急激な保険料上昇を抑制するため一部を保険料へ充当することとします。

### (3) 予定保険料収納率

第7期の収納率を勘案し、99.4%とします。

### (4) 保険料収納必要額の算定

#### ■ 保険料収納必要額の算定

単位:見込額・相当額・取り崩し額・必要額/千円、交付割合/%

区分	2021年度 (R3年度)	2022年度 (R4年度)	2023年度 (R5年度)	合計
標準給付費見込額 F	1,630,367	1,628,447	1,632,251	4,891,066
地域支援事業見込額 G	133,986	133,986	133,986	401,958
小計 (F + G) H	1,764,353	1,762,433	1,766,237	5,293,024
第1号被保険者負担分相当額 = H × 23% I	405,801	405,359	406,235	1,217,395
調整交付金相当額 J	85,720	85,625	85,816	257,161
調整交付金見込額 K	88,121	77,062	71,055	236,238
(調整交付金見込交付割合)	5.14	4.50	4.14	4.59
保険者機能強化推進交付金等 の交付見込額 L	2,307	2,307	2,307	6,921
第1号被保険者負担分必要 相当額 (I + J - K - L) M	401,093	411,615	418,689	1,231,397
準備基金取り崩し額 N				39,500
保険料収納必要額 = (M - N)				1,191,897

※四捨五入の関係で合計は一致しない。

※調整交付金見込交付割合は後期高齢者加入割合や所得段階別加入割によって5%前後を変動する。

※「介護給付費準備基金」は、計画期間中の介護給付費の過不足に対応する目的で本町(保険者)が設置できるものであり、計画期間の最終年度に残高がある場合には、次期保険料に還元することが制度上の基本的な考え方とされている。

## (5) 保険料基準額月額

## ○保険料月額（準備基金の取り崩しを行わない場合）

3か年分保険料収納必要額（1,231,397千円）

÷ 予定保険料収納率（99.4%）

÷ 補正第1号被保険者数（17,342人）

÷ 12か月

= 5,953円（四捨五入）

## (6) 第8期における第1号被保険者保険料

基準保険料月額5,953円に介護給付費準備基金の取り崩し分39,500千円を充当すると、第8期計画期間中における第1号被保険者の保険料は次のようになります。

## ○保険料月額（準備基金の取り崩しを行う場合）

3か年分保険料収納必要額（1,231,397千円）

- 準備基金充当（39,500千円）

÷ 予定保険料収納率（99.4%）

÷ 補正第1号被保険者数（17,342人）

÷ 12か月

= 5,762円（四捨五入）

よって、第8期においては 第7期同様に月額 5,762円とします。

## (7) 第1号保険料年額の推移

第1号被保険者の保険料は、第8期では第9段階が基準になりますが、住民税の課税状況等により、軽減あるいは割増となります。

## ■ 第1号保険料年額の推移

単位:保険料/円、割合/%

区分	第4期	第5期	第6期	第7期	第8期	
					保険料	割合
第1段階	19,100	26,500	27,500	31,100	31,100	0.45
第2段階	19,100	26,500	45,800	51,900	51,900	0.75
第3段階	28,700	39,700	45,800	51,900	51,900	0.75
第4段階	38,200	52,900	55,000	62,200	62,200	0.90
第5段階	47,800	66,100	61,100	69,100	69,100	1.00
第6段階	57,300	79,400	73,300	83,000	83,000	1.20
第7段階			79,400	89,900	89,900	1.30
第8段階			91,700	103,700	103,700	1.50
第9段階			103,900	117,500	117,500	1.70

※第6期より所得段階が6段階から9段階となった。

※各期、太字の金額が基準額となる。

## ■ 所得段階別区分

区分	対象者
第1段階	生活保護被保険者、世帯全員が市町村民税非課税の老齢福祉年金受給者、世帯全員が市町村民税非課税かつ本人年金収入等80万円以下
第2段階	世帯全員が市町村民税非課税かつ本人年金収入等80万円超120万円以下
第3段階	世帯全員が市町村民税非課税かつ本人年金収入等120万円超
第4段階	本人が市町村民税非課税（世帯に課税者がいる）かつ本人年金収入等80万円以下
第5段階 (基準)	本人が市町村民税非課税（世帯に課税者がいる）かつ本人年金収入等80万円超
第6段階	市町村民税課税かつ本人の合計所得金額120万円未満
第7段階	市町村民税課税かつ本人の合計所得金額120万円以上210万円未満
第8段階	市町村民税課税かつ本人の合計所得金額210万円以上320万円未満
第9段階	市町村民税課税かつ本人の合計所得金額320万円以上

## 参考

## 保険料の推移

単位:保険料・差額/円、前期比/%

	第5期	第6期	第7期	第8期
介護保険料 (基準月額)	4,405	5,092	5,762	5,762
前期との差額	1,220	687	670	0
前期比	138.3	115.6	113.2	100.0



# 第6章

## 計画の推進体制等

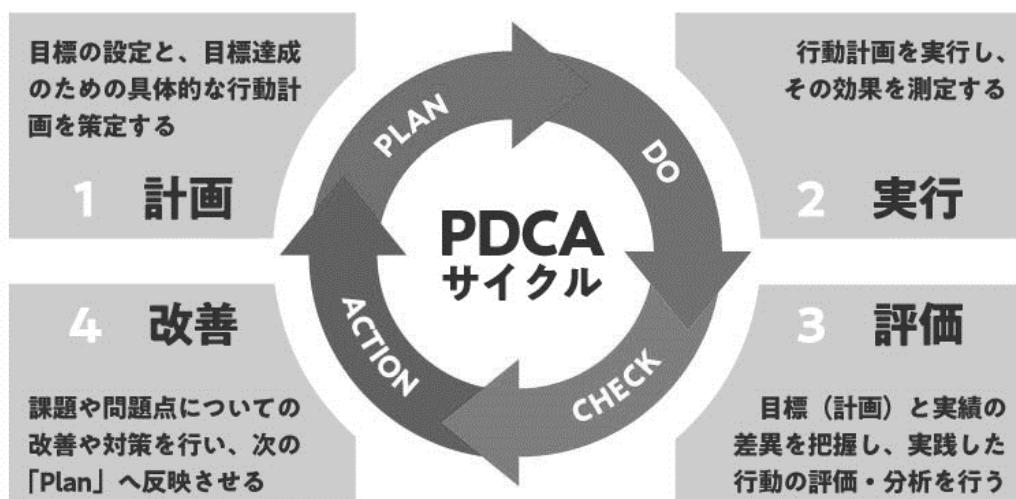


## 第6章 計画の推進体制等

### 第1節 計画運用に関するP D C Aサイクルの推進

高齢者の自立支援や重度化防止の取組を推進するためには、P D C Aサイクルを活用して本町の保険者機能の強化を行います。そのため、平成29年（2017年）の法改正を受け、地域課題を分析して地域の実情に即して高齢者の自立支援や重度化防止の取組に関する目標を計画に記載し、目標に対する実績評価と評価結果の公表を行います。また、実績の評価結果については県へ報告することが義務化されました。

■ P D C Aサイクル図



#### 1 保険者機能強化推進交付金等の活用

平成29年（2017年）の法改正により、地域包括ケアシステムを推進し制度の持続可能性を維持するための保険者機能の強化を目的に、保険者が地域の課題を分析して自立支援、重度化防止に取り組むことが制度化されました。

これを受け、平成30年度（2018年度）より市町村や都道府県の様々な取組の達成状況を評価できるよう客観的な指標を設定し、高齢者の自立支援、重度化防止等に関する取組を推進するための「保険者機能強化推進交付金」が創設されました。また、令和2年度（2020年度）には、新たな予防・健康づくりに資する取組に重点化した「介護保険保険者努力支援交付金」が創設されました。

そのため、保険者機能強化推進交付金等を活用して、高齢者の自立支援・重度化防止等に向けた必要な取組を進めるとともに、新たな事業への積極的な展開を含めて、各種取組の一層の強化を図っていきます。

## ■保険者機能強化推進交付金等の評価結果（2020年度）

単位:項目数/項目、配点・得点・平均点/点

評価指標の項目	項目数	配 点	三春町 得点	平均点	
				福島県	全 国
I P D C A サイクルの活用による保険者機能の強化に向けた体制等の構築	6	140	110	103	113.3
II 自立支援、重度化防止等に資する施策の推進	52	1,195	507	533	626.4
(1)介護支援専門員・介護サービス事業所等	5	80	29	22	30.4
(2)地域包括支援センター・地域ケア会議	9	195	110	108	116.8
(3)在宅医療・介護連携	6	90	45	56	71.8
(4)認知症総合支援	6	175	70	89	106.1
(5)介護予防／日常生活支援	17	450	138	147	187.4
(6)生活支援体制の整備	4	85	35	42	48.0
(7)要介護状態の維持・改善の状況等	5	120	80	69	66.0
III 介護保険運営の安定化に資する施策の推進	18	240	62	70	101.3
(1)介護給付の適正化等	9	120	42	42	58.4
(2)介護人材の確保	9	120	20	28	43.0
合 計	76	1,575	679	706	841.1

## 2 公表と地域包括ケアシステムの普及啓発

介護保険制度の健全かつ円滑な運営を図るために、住民の理解と協力が不可欠であることから町民に対し、介護保険事業や高齢者福祉事業に関する情報の提供に努めます。

また、計画を通じて構築する地域包括ケアシステムは、地域住民、介護者、介護事業者、民間企業、NPO、地域の諸団体などによって支えられる仕組みです。そのため、関係者による積極的な取組を進めるための普及啓発を図ります。

## 第2節 計画の推進体制

### 1 庁内体制の整備

本計画の推進にあたり、庁内の関係各課及び三春町地域包括センターなど関係機関との連携を図り、事業の着実な実施に取り組んでいきます。

### 2 県及び近隣市町村との連携による計画の推進

本町は介護保険事業の運営主体であり、住民に最も身近な基礎的な地方公共団体として、保健医療サービスや福祉サービスの水準の向上を図る責務があります。

地域の資源を有効に活用するためにも、地域の実情に応じて県や近隣市町と連携して在宅医療・介護連携や介護予防の推進、認知症施策や生活支援・介護予防サービスの充実など、地域包括ケアシステムの構築に取り組みます。

### 3 保健・医療・福祉の連携体制の充実

今後、本格的な超高齢社会を迎えるにあたり、高齢者一人ひとりが健康で自分らしく暮らせる社会の実現をめざすとともに、住み慣れた地域で安心して生活を継続できるよう保健・医療・福祉の連携体制の充実を図ります。



# 資料編



## 資料編

### 1 三春町高齢者保健福祉計画等進行管理委員会設置要綱（抜粋）

#### （目的）

第1条 三春町高齢者保健福祉計画及び三春町介護保険事業計画（以下「計画」という。）達成状況を点検し、進捗上の問題点を把握するとともに、計画を推進するための対策を検討することを目的として、三春町高齢者保健福祉計画等進行管理委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

#### （事業内容）

第2条 委員会は、次の事業を行う。

- (1) 計画の進行管理を行うこと。
- (2) 本町に対し、計画の推進に必要な助言等を行うこと。
- (3) 保健福祉課その他関係団体が行っている事業等について情報交換を行うこと。
- (4) その他計画の推進に必要と認められる事項に関する事。

#### （委員）

第3条 委員会は、別表1に掲げる者をもって構成する。

- 2 委員の任期は、3年とする。ただし、再任を妨げない。
- 3 委員に欠員を生じた場合、後任の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

#### （委員長及び副委員長）

第4条 委員会に委員長及び副委員長を置き、委員の互選により選出する。

- 2 委員長は、委員会の業務を統括し、必要に応じて委員会を招集する。
- 3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、その職務を代理するものとする。

#### （意見の聴取）

第5条 委員会は、必要に応じて学問的かつ専門的な助言及び意見を得るため、関係者の出席を求めることができる。

#### （庶務）

第6条 委員会の庶務は、保健福祉課において処理する。

#### （補則）

第7条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、別に定める。

## ■ 三春町高齢者保健福祉計画等進行管理委員名簿

役 職	氏 名	構成区分	備 考
委員長	橋 本 和 子	福祉関係者	三春町民政児童委員協議会会长
副委員長	仁井田 彰 子	被保険者代表	
委 員	市 川 より子	学識経験者	福島県看護協会代表
委 員	石 川 和 広	保健医療関係者	三春町三杏会代表
委 員	遠 藤 由貴恵	福祉関係者	特別養護老人ホーム施設長
委 員	大 内 将	費用負担関係者	事業主代表 (JA福島さくら推薦)
委 員	佐 藤 信 子	被保険者代表	
委 員	幕 田 勝 壽	被保険者代表	三春町老人クラブ連合会会长

## ■ 庁内関係課等による協議

所 属	検討会メンバー	
財務課	財務課長	菊 田 誠 子
	財務グループ長	佐久間 貴
税務課	税務課長	荒 井 公 秀
	課税グループ長	根 本 義 己
保健福祉課	保健福祉課長	佐久間 美代子
	福祉グループ長	菊 田 久 光
	地域ケア推進グループ長	橋 本 加代子
	地域ケア推進グループ	大須賀 美 和
	地域ケア推進グループ	平 野 大 介
	介護保険グループ長	儀 同 佐江子
	介護保険グループ	鯨 沢 ルミ子
	介護保険グループ	宗 像 雄 也
三春町社会福祉協議会	事務局長	影 山 敏 夫
三春町地域包括支援センター	管理者	野 内 三香子

## 2 計画の策定推移

### ■ 計画の策定経緯

年月日	策定経緯
令和2年(2020年) 1月～3月	介護予防・日常生活圏域ニーズ調査の実施 ・対象：要介護認定を受けていない65歳以上の高齢者1,000名 ・有効回答数：758名（75.8%）
令和2年(2020年) 2月～4月	在宅介護実態調査の実施 ・対象：在宅生活で要介護認定を受けている65歳以上の高齢者571名 ・有効回答数：347名（60.7%）
令和2年(2020年) 5月～6月	在宅生活改善調査の実施 ・対象：町内のケアマネジメントを実施する介護保険事業所9事業所 ・有効回答数：9事業所（100.0%）
令和2年(2020年) 5月～6月	介護人材実態調査の実施 ・対象：町内介護保険事業所16事業所 ・有効回答数：16事業所（100.0%）
令和2年(2020年) 8月21日	第1回三春町高齢者保健福祉計画等進行管理委員会の開催 ・第8次高齢者保健福祉計画等の策定について ・令和元年度介護保険事業実績について
令和2年(2020年) 9月17日	第8次三春町高齢者保健福祉計画等について（協議） ・第8次高齢者保健福祉計画等の策定について ・第8期介護保険事業計画の重点方針について
令和2年(2020年) 11月～12月	介護保険事業所アンケートの実施 ・対象：町内介護保険事業所30事業所 ・有効回答数：19事業所（63.3%）
令和2年(2020年) 12月15日	第8次三春町高齢者保健福祉計画等について（協議） ・第8次高齢者保健福祉計画等の策定方針について ・第8次高齢者保健福祉計画等（素案）について
令和2年(2020年) 12月22日	第2回三春町高齢者保健福祉計画等進行管理委員会の開催 ・第8次高齢者保健福祉計画等の策定方針について ・第8次高齢者保健福祉計画等（素案）について
令和3年(2021年) 1月27日	第8期介護保険料について（協議） ・第8期介護保険事業計画について ・第8期介護保険料の試算について
令和3年(2021年) 1月29日	第8次三春町高齢者保健福祉計画等のパブリックコメントの実施 ・2月1日～2月8日まで
令和3年(2021年) 2月9日	第3回三春町高齢者保健福祉計画等進行管理委員会の開催 ・第8次高齢者保健福祉計画等（案）にかかる諮問・答申
令和3年(2021年) 2月19日	三春町議会全員協議会への計画案の説明
令和3年(2021年) 3月	三春町議会令和3年3月定例会への上程 ・三春町介護保険条例の一部改正について

---

第8次三春町高齢者福祉計画・第8期三春町介護保険事業計画  
～高齢者いきいきプラン8～

発行日 令和3年3月

発行元 三春町 保健福祉課

住 所 〒963-7756 福島県田村郡三春町字南町1

TEL 0247-62-3166 FAX 0247-62-5678

URL <https://www.town.miharu.fukushima.jp/>

---